

ショートステイ湯治場 利用料金表

R6.6.1

利用負担額は、10.33円を乗じた「介護保険負担割合証」による負担割合1～3割（円）となります。

○ 介護予防短期生活介護サービスの介護保険の適用料金（1日あたりの単位数） 1単位：10.33円

【通常】個室（Ⅰ）、多床室（Ⅱ）		要支援 1	479	要支援 2	596
【連続31日以上】個室（Ⅰ）、多床室（Ⅱ）			442		548
機能訓練体制加算	12	リハビリテーションの体制を確保している場合			
個別機能訓練加算	56	個別に住まいを訪問して個別の機能訓練計画の元、専従の機能訓練指導員が、ADL、IADLの維持・向上を目的として実施する場合			
送迎加算	184	希望により、居宅と施設の間、送迎を行った場合（片道）			
生産性向上推進体制加算	（Ⅰ）100 （Ⅱ）10	見守り機器等のテクノロジーを導入し業務改善の取組活動を継続的に行っている場合（1月につき）			
若年性認知症利用者受入加算	120	若年性認知症の方を受入れ、個別の担当者を定め本人や家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する			
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	勤続年数7年以上の職員が30%以上配置されている場合			
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	13.6%	上記介護予防短期入所生活介護費の合計に加算（1月につき） （支給限度基準額対象外）			

○ 短期生活介護サービスの介護保険の適用料金（1日あたりの単位数） （1単位：10.33円）

個室（Ⅰ）、多床室（Ⅱ）	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
	645	715	787	856	926	
機能訓練体制加算	12	リハビリテーションの体制を確保している場合（1日につき）				
個別機能訓練加算	56	個別に住まいを訪問して個別の機能訓練計画の元、専従の機能訓練指導員が、ADL、IADLの維持・向上を目的として実施する場合				
看護体制加算（Ⅱ）	8	看護師に24時間連絡可能な体制を確保している場合				
送迎加算	184	希望により、居宅と施設の間、送迎を行った場合（片道）				
生産性向上推進体制加算	（Ⅰ）100 （Ⅱ）10	見守り機器等のテクノロジーを導入し業務改善の取組活動を継続的に行っている場合（1月につき）				
緊急短期入所受入加算	90	緊急に短期入所生活介護を行った日から起算して7日を限度として算定				
若年性認知症利用者受入加算	120	若年性認知症の方を受入れ、個別の担当者を定め本人や家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する				
長期利用者減算	-30	長期（連続30日を越える日以降）ご利用の場合。減算（1日につき） ※連続61日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない				
	連続61日以上ご利用の場合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		589	659	732	802	871
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	勤続年数7年以上の職員が30%以上配置されている場合				
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	13.6%	上記介護短期入所生活介護費の合計に加算（1月につき） （支給限度基準額対象外）				

※サービスおよび利用期間は、「居宅サービス計画」に位置づけられた内容で算定されます。

※この負担額を適用する場合には、介護保険要介護状態区分別の「支給限度額」内であることが必要です。支給限度額を超えた場合には、介護報酬の10割の自己負担が必要となります。

○ 介護保険適用外料金 (1日あたり)

(単位:円)

短期入所生活介護費 (Ⅰ) [個室]		短期入所生活介護費 (Ⅱ) [多床室]		備考
滞在費	2,266	滞在費	796	滞在、光熱水費。
食費	1,768	食費	1,768	食材料費、調理コスト等。

※食費内訳 朝食:469円・昼食:620円・夕食:679円 召し上がった回数のご請求となります。

◆◆◆その他の費用◆◆◆

- ・理美容代→実費
- ・レンタルテレビ→210円/日
- ・電化製品をお持ちになった際の電気代→60円/日

※上記利用料金以外に利用者からの依頼により購入する日常生活品・医療費等は、実費を徴収させていただきます。

【所得段階における自己負担額の軽減制度について】

介護保険では、「居住費」「食費」の自己負担の額が、その所得等に応じて、段階的に設定されています。

(特定入所者介護サービス費の適用。)各段階に該当される方は、以下のとおりです。

利用者負担段階	対象者所得要件		資産要件※	
			単身	夫婦
第1段階	・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者		1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	市民税非課税世帯	課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額(年金分を除く)の合計が80万円以下の方	650万円以下	1,650万円以下
第3段階(1)		課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額(年金分を除く)の合計が80万円を超え120万円以下の方	550万円以下	1,550万円以下
第3段階(2)		課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額(年金分を除く)の合計が120万円を超える方	500万円以下	1,500万円以下
第4段階	上記に該当しない方 (本人が市民税課税者、世帯に課税者がいる方、預貯金等合計額が基準額を超過する方)			

該当

※令和3年8月1日以降の対象者の要件に関して、64歳以下の方(第2号被保険者)の資産要件は、段階にかかわらず、単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であること。

※詳しくは、お住まいの市町村役場介護保険担当者窓口まで、ご相談ください。

【適用後の額】

(Ⅰ) 個室利用の場合					
基本負担額 (第4段階)		第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)
滞在費	2,266	320	420	820	820
食費	1,768	300	600	1,000	1,300
(Ⅱ) 多床室利用の場合					
基本負担額 (第4段階)		第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)
滞在費	796	0	370	370	370
食費	1,768	300	600	1,000	1,300

※上記の負担軽減の利用料を適用した場合には、各利用料段階の自己負担額と基準費用額の差額を、特定入所者介護サービス費として、補足的に給付されます。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

